



栃木県公報

令和7(2025)年
6月26日(木)
号 外
第31号

目 次

公安委員会

○栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第8号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月26日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合にあつては、当該区間を通行することが認められている車両に限る。）は、第1号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した標章（<u>ア</u>）から<u>コ</u>）までに掲げる車両にあつては別記様式第4号（その1）、<u>サ</u>）に掲げる車両にあつては別記様式第4号（その2））を掲出しているもの</p> <p><u>ア）～ケ） 略</u></p> <p><u>ケ）保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両</u></p> <p><u>コ）・サ） 略</u></p> <p>サ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による申請には、次の各号に掲げる標章の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>駐車禁止及び時間制限駐車区間</u>の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合にあつては、当該区間を通行することが認められている車両に限る。）は、第1号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した標章（<u>ア</u>）から<u>ケ</u>）までに掲げる車両にあつては別記様式第4号（その1）、<u>コ</u>）に掲げる車両にあつては別記様式第4号（その2））を掲出しているもの</p> <p><u>ア）～ケ） 略</u></p> <p><u>ケ）・コ） 略</u></p> <p>サ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による申請には、次の各号に掲げる標章の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。</p>

(1) 第1項第2号アからオまで又は第4号コに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面
ア 当該車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 略

(2) 略

4・5 略

6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 標章に記載された事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出ること。

7～9 略

(警察署長の駐車許可)

第9条 法第45条第1項ただし書又は第49条の5に規定する警察署長の許可は、許可を受けようとする駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 当該駐車に係る日時が次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付する場合にあっては、当該条件に従った駐車をいう。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 略

(2)・(3) 略

(4) 次に掲げる範囲内に駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場、同条第2号に規定する路外駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ 略

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第5号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長（以下この条において「管轄署長」という。）に提出しなければならない。ただし、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が県内の2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの管轄署長に提出すれば足りる。

3 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写

(1) 第1項第2号アからオまで又は第4号コに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面
ア 当該車両の自動車検査証

イ 当該車両が第1項第2号アからオまで又は第4号コに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ウ 略

(2) 略

4・5 略

6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 標章に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を公安委員会に届け出ること。

7～9 略

(警察署長の駐車許可)

第9条 法第45条第1項ただし書又は第49条の5に規定する警察署長の許可は、許可を受けようとする駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 当該駐車に係る日時が次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付する場合にあっては、当該条件に従った駐車をいう。次号イにおいて同じ。）により交通に支障を及ぼす時間帯でないこと。

イ 略

(2)・(3) 略

(4) 次に掲げる範囲内に駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場、同条第2号に規定する路外駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が著しく困難と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しを行うため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ 略

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第5号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長（以下この条において「管轄署長」という。）に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写

しを添付しなければならない。ただし、管轄署長が特に必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 略
- (2) 当該申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(3) 略

4～6 略

7 許可証の交付を受けた者は、許可証に記載された事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を管轄署長に届け出なければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、
管轄署長に申請し、許可証の再交付を受けることができる。

9 略

10 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄
しなければならない。

(1)～(4) 略

別表第1（第2条関係）

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
1～5 略			
6	<u>除外標章</u> <u>の交付申請</u>	略	略
7	<u>除外標章</u> <u>の記載事項の変更の届出</u>	略	略
8	<u>除外標章</u> <u>の再交付申請</u>	略	略
9	<u>駐車許可証の記載事項の変更の届出</u>	<u>管轄署長</u>	略
10	<u>駐車許可証の再交付申請</u>	<u>同</u>	略

しを添付しなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(3) 当該申請に係る車両の運転者の自動車運転免許証又は免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を出力した書面

(4) 略

4～6 略

7 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、
駐車許可申請書（別記様式第5号）を
管轄署長に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

8 略

9 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を管轄署長に返納
しなければならない。

(1)～(4) 略

別表第1（第2条関係）

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
1～5 略			
6	<u>通行禁止除外指定車標章の交付申請</u>	略	略
7	<u>通行禁止除外指定車標章の記載事項の変更の届出</u>	略	略
8	<u>通行禁止除外指定車標章の再交付申請</u>	略	略
9	<u>通行禁止除外指定車標章の返納の届出</u>	<u>同</u>	略
10	<u>駐車禁止除外指定車標章の交付申請</u>	<u>管轄署長</u>	略
11	<u>駐車禁止除外指定車標章の記載事項の変更の届出</u>	<u>同</u>	<u>添付10</u> 2通
12	<u>駐車禁止除外指定車標章の再交付申請</u>	<u>同</u>	<u>添付11</u> 2通

添付5

除外標章交付申請書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

添付6

除外標章記載事項変更届

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

添付7

除外標章再交付申請書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

添付8

駐車許可証記載事項変更届

年 月 日

警察署長 殿

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

添付9

駐車許可証再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号
その他の連絡先

許可証番号

許可証交付年月日

再交付申請の理由

備考

別表第1の添付10から添付12までを次のように改める。

添付10から添付12まで 削除

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号 (第9条関係)

駐車許可申請書 年 月 日 警察署長 殿 住所 (所在地) 申請者 氏名 (名称) 電話	
番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

備考 申請者は太枠内を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の栃木県道路交通法施行細則の規定により警察署長から交付を受けている駐車許可証は、当該駐車許可証に係る許可の期間が満了するまでの間は、改正後の栃木県道路交通法施行細則の規定により交付された駐車許可証とみなす。
-